

原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書

～平成 30 年における状況について～

（概況報告と総括）

平成 31 年 3 月

原子力損害賠償紛争解決センター

目次

第1 センターの組織	1
1 総括委員会	1
2 事務所体制	2
3 人員体制	3
第2 申立ての動向	4
1 申立件数等	4
2 住所地別の申立件数等	8
3 損害項目別の申立件数等	11
4 業種別の申立件数等	12
第3 取扱いの状況	13
1 既済件数及び未済件数の動向	13
2 和解成立の損害項目別動向	18
第4 広報等	19
1 説明会の開催等	19
2 電話による問合せの状況	21
第5 今後の課題と解決に向けた取組	22
1 本件事故の発生から7年を経て	22
2 事件処理の現状と課題	22
3 訴訟とADRの関係	25
4 広報活動	25
5 終わりに	28

原子力損害賠償紛争解決センター（以下「センター」という。）の平成 30 年 1 月から 12 月までの 1 年間における活動状況について報告する。

第 1 センターの組織

センターは、原子力損害賠償紛争審査会（以下「審査会」という。）の行う東京電力株式会社¹福島第一、第二原子力発電所事故（以下「本件事故」という。）による原子力損害の賠償に関して生じた紛争の和解の仲介の手續（以下「和解仲介手續」という。）を実施する組織であり²、総括委員会³、パネル（仲介委員⁴による単独又は合議体の和解仲介手續の実施主体をいう。以下同じ。）及び同手續の庶務を行う文部科学省研究開発局原子力損害賠償紛争和解仲介室⁵（以下「和解仲介室」という。）から構成されている⁶。

1 総括委員会

総括委員会は、和解仲介手續を円滑かつ効率的に遂行するために同手續を総括する委員会として、審査会のもとに設置され、平成 30 年 12 月末現在、審査会会長が指名した委員長 1 名及び委員 2 名の計 3 名で構成されている⁷。

総括委員会が平成 30 年に行った主な活動は次のとおりである。

(1) 会議の開催

総括委員会の会議は、あらかじめ総括委員長が総括委員会に諮って開催することとされており⁸、平成 30 年 1 月から 12 月までの間に計 11 回（第 119 回会議から第 129 回会議まで）開催された。

(2) 主な議決事項

平成 30 年は、主に、次の事項について、会議において、又は、持ち回りにより、議決を行った。

- ① 「原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書～平成 29 年における状況について～（概況報告と総括）」（以下「平成 29 年活動状況報告書」という。）
- ② 和解仲介結果を公表する際の方法等について定めた「和解事例の公表について」の改定

¹ 東京電力株式会社は、平成 28 年 4 月 1 日に会社分割によりホールディングカンパニー制に移行し、持株会社「東京電力ホールディングス株式会社」に商号変更。本件事故による原子力損害の賠償に責任を負うのは「東京電力ホールディングス株式会社」となる。以下、商号変更の前後を通じて「東京電力」という。

² 「原子力損害賠償紛争審査会の和解の仲介の申立の処理等に関する要領」（平成 23 年 8 月 5 日審査会決定。以下「要領」という。）第 6 条

³ 要領第 1 条

⁴ 原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令第 7 条の 2 第 1 項

⁵ 要領第 7 条

⁶ 原子力損害賠償紛争解決センター組織規程（平成 23 年 8 月 26 日総括委員会決定）第 1 条

⁷ 要領第 1 条

⁸ 運営規程第 3 条第 2 項

2 事務所体制

センターは、東京都内に2か所（いずれも港区西新橋一丁目）、福島県内に5か所の計7事務所において業務を行っている。

第一東京事務所で、申立書の受理手続きを行っているほか、同事務所及び第二東京事務所で、口頭審理等の和解仲介手続や各種連絡調整など和解仲介手続に伴う事務、文部科学省ホームページにおける和解仲介の結果の公表その他のセンターの活動に係る情報提供、フリーダイヤルによる各種問合せへの対応（後記「第4 2」参照）も実施している。

また、福島事務所（郡山市）並びに同事務所の県北支所（福島市）、会津支所（会津若松市）、いわき支所（いわき市）及び相双支所（南相馬市）の五つの事務所では、福島原発事故被災地に近いという特性を生かして、被害者の方々からの和解仲介の申立方法や申立手続に関する問合せに応じているほか、テレビ会議システムを活用した口頭審理手続等を行っている。

さらに、福島事務所と東京事務所とが連携して、福島県内を中心とする各地の住民・事業者の方々を対象とした説明会等への参加、和解事例集（簡易版）の配布等、センターの取組に関する広報の充実にも取り組んでいる（後記「第4 1」参照）。

会津支所が、平成30年11月14日より第2・第4水曜日、大熊町役場会津若松出張所（旧福島県立会津学鳳高校跡）に出張窓口を開設した⁹。

⁹ 会津支所は、11月より毎週水曜日の支所での窓口業務を行っていない。

3 人員体制

センターを構成する総括委員会、パネル（仲介委員）及び和解仲介室の人員体制の推移は、表1に示すとおりである。

【表1 センターの人員体制の推移】

○平成23年から平成30年までの推移

	平成 23年 12月	平成 24年 12月	平成 25年 12月	平成 26年 12月	平成 27年 12月	平成 28年 12月	平成 29年 12月	平成 30年 12月
総括委員	3	3	3	3	3	3	3	3
総括委員会顧問	-	-	-	-	-	3	4	4
仲介委員	128	205	253	283	278	278	276	277
調査官	28	91	193	192	189	184	181	161
和解仲介室職員 (うち福島事務所)	34 (8)	112 (25)	154 (26)	161 (28)	153 (28)	151 (28)	144 (27)	137 (27)
合計	193	411	603	639	623	619	608	582

○平成30年、月別推移

	平成30年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
総括委員	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
総括委員会顧問	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
仲介委員	275	275	275	275	276	276	276	277	277	277	277	277
調査官	178	176	175	170	169	167	167	166	163	163	162	161
和解仲介室職員 (うち福島事務所)	143	139	138	137	135	132	132	132	132	139	137	137
合計	603	597	595	589	587	582	582	582	579	586	583	582

※各月の月末における人数を示したものである。

※総括委員会顧問：総括委員会からの求めに応じ和解仲介手続及び総括委員会の業務に関する重要な事項について助言を行う審査会の特別委員

仲介委員：総括委員会による指名を受けて和解仲介手続を実施する審査会の特別委員（弁護士）

調査官：仲介委員を補佐する和解仲介室の職員（弁護士又は弁護士有資格者）

和解仲介室職員：調査官以外の和解仲介室の職員であり、裁判所・法務省からの出向者、弁護士及び文部科学省の職員等により構成される。

【概要】

平成30年12月末時点で、総括委員3名、総括委員会顧問4名のほか、仲介委員277名（平成29年12月末比1名増）、調査官161名（同20名減）、和解仲介室職員137名（同7名減）の体制となった。

このほか、仲介委員の参考とするため、専門的知見に基づく調査及び評価を行う専門委員4名（建築の専門家2名、不動産鑑定士2名）が発令されている。

第2 申立ての動向

1 申立件数等

申立件数等の推移は、表2に示すとおりである。

【表2 申立件数等の推移】

○平成23年から平成30年までの推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
期間別申立件数 (累計)	521 -	4,542 (5,063)	4,091 (9,154)	5,217 (14,371)	4,239 (18,610)	2,794 (21,404)
申立種別内訳						
法人申立て	102 (19.6%)	1,036 (22.8%)	902 (22.0%)	1,009 (19.3%)	986 (23.3%)	701 (25.1%)
個人申立て	419 (80.4%)	3,506 (77.2%)	3,189 (78.0%)	4,208 (80.7%)	3,253 (76.7%)	2,093 (74.9%)
申立人数 (分離を除く) (分離を除いた累計)	1,206 -	11,971 (13,177)	25,738 (38,915)	29,534 (68,449)	23,984 (92,433)	9,508 (101,941)
申立人数 (分離を含む) (分離を含んだ累計)	1,206 -	12,055 (13,261)	25,914 (39,175)	29,534 (68,709)	23,984 (92,693)	9,508 (102,201)
申立ての 弁護士代理件数	129 (24.8%)	1,501 (33.0%)	1,351 (33.0%)	2,048 (39.3%)	1,742 (41.1%)	1,227 (43.9%)
1件当たりの申立人数 (分離を除く)	2.3	2.6	6.3	5.7	5.7	3.4
1件当たりの申立人数 (分離を含む)	2.3	2.7	6.3	5.7	5.7	3.4

	平成29年	平成30年	全期間合計
期間別申立件数 (累計)	1,811 (23,215)	1,121 (24,336)	24,336
申立種別内訳			
法人申立て	472 (26.1%)	240 (21.4%)	5,448 (22.4%)
個人申立て	1,339 (73.9%)	881 (78.6%)	18,888 (77.6%)
申立人数 (分離を除く) (分離を除いた累計)	3,648 (105,589)	2,158 (107,747)	107,747
申立人数 (分離を含む) (分離を含んだ累計)	3,648 (105,849)	5,477 (111,326)	111,326
申立ての 弁護士代理件数	735 (40.6%)	385 (34.3%)	9,118 (37.5%)
1件当たりの申立人数 (分離を除く)	2.0	1.9	4.4
1件当たりの申立人数 (分離を含む)	2.0	4.9	4.6

○平成 30 年、月別内訳

	平成30年					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月
期間別申立件数 (累計)	97 (23,312)	125 (23,437)	109 (23,546)	115 (23,661)	107 (23,768)	90 (23,858)
申立種別内訳						
法人申立て	20 (20.6%)	23 (18.4%)	15 (13.8%)	21 (18.3%)	19 (17.8%)	22 (24.4%)
個人申立て	77 (79.4%)	102 (81.6%)	94 (86.2%)	94 (81.7%)	88 (82.2%)	68 (75.6%)
申立人数 (分離を除く) (分離を除いた累計)	189 (105,778)	218 (105,996)	219 (106,215)	212 (106,427)	221 (106,648)	172 (106,820)
申立人数 (分離を含む) (分離を含んだ累計)	189 (106,038)	218 (106,256)	219 (106,475)	468 (106,943)	3,284 (110,227)	172 (110,399)
申立ての 弁護士代理件数	35 (36.1%)	34 (27.2%)	32 (29.4%)	49 (42.6%)	43 (40.2%)	35 (38.9%)

	平成30年					
	7月	8月	9月	10月	11月	12月
期間別申立件数 (累計)	81 (23,939)	83 (24,022)	81 (24,103)	94 (24,197)	75 (24,272)	64 (24,336)
申立種別内訳						
法人申立て	25 (30.9%)	15 (18.1%)	12 (14.8%)	28 (29.8%)	20 (26.7%)	20 (31.3%)
個人申立て	56 (69.1%)	68 (81.9%)	69 (85.2%)	66 (70.2%)	55 (73.3%)	44 (68.8%)
申立人数 (分離を除く) (分離を除いた累計)	136 (106,956)	170 (107,126)	198 (107,324)	173 (107,497)	127 (107,624)	123 (107,747)
申立人数 (分離を含む) (分離を含んだ累計)	136 (110,535)	170 (110,705)	198 (110,903)	173 (111,076)	127 (111,203)	123 (111,326)
申立ての 弁護士代理件数	32 (39.5%)	24 (28.9%)	19 (23.5%)	33 (35.1%)	25 (33.3%)	24 (37.5%)

※ 平成 23 年は 9 月～12 月合計、平成 24 年以降は 1 月～12 月合計。

※ 平成 26 年 5 月以降は、一部の申立ては「集合立件」（代理人が付されていない本人による集団申立てについて、同じ日に提出された複数の申立書を併せて 1 件として立件し、各申立書については枝番により管理を行うという立件方式）により計上している。

※ 括弧内のパーセントは、各件数を期間別申立件数で除した数値である。

※ 法人の代表者が同一申立書で、法人と個人のそれぞれの立場で被った損害を列記して申し立てた場合には、法人申立て 1 件として計上している。

※ （累計）は、平成 23 年 9 月以降の累計である。

※ 申立件数のうち、平成 24 年：1 件、平成 25 年：2 件、平成 30 年：5 件は、和解仲介手続係属中の事案から手続上分離された事案の申立件数。

※ 申立人数のうち、平成 24 年：84 人、平成 25 年：176 人、平成 30 年：3,319 人は、和解仲介手続係属中の事案から手続上分離された事案の申立人数。この分離された事案の申立人数を除いたものが申立人数の上段、含んだものが下段となる。

○平成 26 年から平成 30 年までの初回申立てと複数回申立ての推移（概数）

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
期間別申立件数		5,217	4,239	2,794	1,811	1,121
内訳	初回申立て	3,823 (73.3%)	2,526 (59.6%)	1,341 (48.0%)	830 (45.8%)	451 (40.2%)
	複数回申立て	1,394 (26.7%)	1,713 (40.4%)	1,453 (52.0%)	981 (54.2%)	665 (59.3%)
	分離に係る申立て	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (0.4%)

※ 初回申立て：当該申立ての申立人が当該申立て以前に和解仲介の申立てをしていない場合をいう。

複数回申立て：当該申立ての申立人が当該申立て以前に、別の事件番号での和解仲介の申立てをしている場合をいう。

分離に係る申立て：当該申立てが手続上分離されたものである場合をいう。

※ 申立受付時に申立人の氏名・名称と事故時住所・所在地をもって複数回目の申立てと認識できた申立件数を「複数回申立て」として計上しており、厳密な本人確認等を行ったものではないため、「概数」としての統計となる。

※ これまでの数字を見直した結果、平成 29 年の初回申立件数及び複数回申立件数については、平成 29 年の活動状況報告書と異なっている。

○平成 23 年から平成 30 年までの 1 件の申立人数が 100 以上の申立ての推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	累計
申立人数100以上/件の 期間別申立件数	1	10	11	36	16	14	0	0	88

※ 1 件（1 事件番号）当たりの申立ての申立人数が 100 以上の申立てを集計したものであり、申立人としては同じ「集団」との認識であっても、複数回に分けて申し立てられた場合には、それぞれ別の事件番号が付されることが通例であるため、申立人側の「集団」としての認識とは必ずしも一致しない（申立人の認識として一つの同じ「集団」でも、申立人数 100 以上の複数の申立てに分けて申し立てられた場合には、複数の申立てとして重複して集計される、逆に、複数の申立てに細分化して申し立てられた一つ一つの申立てが 100 未満であった場合には集計の対象外となる、「集合立件」を始めるまで、代理人が付かない本人による「集団」申立ては申立書ごとに事件番号が付されていたので集計の対象外となる等）。

※ 平成 30 年は、表とは別に、和解仲介手続係属中の事案から手続上分離された事案で 1 件の申立人数が 100 以上の事案が 3 件ある。

○普通地方公共団体からの申立ての推移

		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	累計
普通地方公共 団体からの 期間別申立件数	都道府県	0	1	0	1	6	3	5	8	24
	市	0	1	1	15	13	14	7	11	62
	町	0	0	1	13	3	14	2	0	33
	村	0	0	0	1	0	2	0	0	3
	合計	0	2	2	30	22	33	14	19	122

※ 地方公営企業による申立てを含まない。また、一つの普通地方公共団体において複数の申立てを行っているケースがいくつか存在することから、上記の申立件数は申立てをした普通地方公共団体の数と一致しない。

※ これまでの数字を見直した結果、平成 24 年～27 年の申立件数については、平成 29 年までの活動状況報告書と一部異なっている。

【概要】

平成 30 年の申立件数は 1,121 件¹⁰となり、平成 29 年の件数と比較すると 38.1%減であった。また、個人による申立件数と法人による申立件数の割合は平成 29 年と比較すると個人による申立件数の割合が 4.7%増加し、個人と法人の申立ての比率は約 4 対 1 であった。月ごとの申立件数を見ると、平成 30 年前半は、2 月に 125 件であったほか、他の月も 100 件前後を推移していたが、同年後半は 80 件前後まで減少した。なお、平成 30 年の申立件数には、既に申し立てられた事案から和解仲介手続上の処理の関係から分離したものが 5 件含まれており、その 5 件を引くと 1,116 件となる。

初回申立てと複数回申立ての推移（概数）を見ると、申立件数は、ともに平成 29 年に比べて減少しているが、初回申立ては全体の 40.2%（平成 29 年の初回申立て件数の 54.3%）、複数回申立ては全体の 59.3%（平成 29 年の複数申立て件数の 67.8%）であり、平成 26 年から平成 30 年にかけての初回申立ての件数及び割合が段階的に減少している傾向が続いている。

申立人数については手続上分離された事案の申立人数を除くと 2,158 であり、40.8%減であった。毎月の申立人数を見ると、平成 30 年前半はおおむね 200 前後、同年後半はおおむね 150 前後となった。

平成 30 年における 1 件あたりの申立人数は、同様に手続上分離された事案の申立人数を除くと 1.9 となり、平成 29 年と同水準であった。また、平成 30 年は平成 29 年に引き続き、1 件の申立人数が 100 以上の申立てはなかった。

弁護士の代理が付された申立ての割合は、平成 30 年は 6.3%減少し、34.3%となった。

なお、平成 30 年においては、地方自治法上の普通地方公共団体である都道府県及び市町村による申立ては 19 件であり、平成 29 年（14 件）とほぼ同水準であった。このうち、都道府県からは 8 件の申立てがあった。

¹⁰ なお、平成 26 年 5 月以降、「集合立件」の方式を導入したため、平成 26 年以降の申立ての中には、それ以前であれば複数の件数となっていたところを 1 件にまとめた申立てが含まれている。平成 29 年及び平成 30 年は集合立件の方式を採用した申立てはなかった。

2 住所地別の申立件数等

平成 30 年に行われた申立てについて、住所地別の申立件数等は、表 3 に示すとおりである。

【表 3 住所地別の申立件数等】

		自治体名	事故時(※1)	比率(※2)	申立時(※1)	比率(※2)
福 島 県	浜通り (いわき市、相馬市、 新地町を除く)	南相馬市	245	21.9%	183	16.3%
		双葉郡浪江町	145	12.9%	12	1.1%
		双葉郡富岡町	70	6.2%	8	0.7%
		双葉郡大熊町	45	4.0%	2	0.2%
		双葉郡双葉町	43	3.8%		0.0%
		双葉郡楢葉町	25	2.2%	7	0.6%
		相馬郡飯館村	23	2.1%	6	0.5%
		双葉郡葛尾村	10	0.9%	4	0.4%
		双葉郡広野町	5	0.4%	4	0.4%
		双葉郡川内村	3	0.3%	1	0.1%
		小計	614	54.8%	227	20.2%
	浜通り (いわき市、相馬市、新 地町に限る)	いわき市	51	4.5%	115	10.3%
		相馬市	11	1.0%	24	2.1%
		相馬郡新地町	3	0.3%	3	0.3%
		小計	65	5.8%	142	12.7%
	県北	福島市	103	9.2%	114	10.2%
		伊達市	16	1.4%	14	1.2%
		伊達郡川俣町	11	1.0%	12	1.1%
		二本松市	8	0.7%	14	1.2%
		本宮市	6	0.5%	5	0.4%
		伊達郡桑折町	4	0.4%	4	0.4%
		安達郡大玉村	1	0.1%	2	0.2%
		小計	149	13.3%	165	14.7%
	県中	郡山市	52	4.6%	75	6.7%
		田村市	7	0.6%	5	0.4%
		石川郡石川町	4	0.4%	4	0.4%
		須賀川市	4	0.4%	2	0.2%
		岩瀬郡天栄村	3	0.3%	1	0.1%
		田村郡三春町	1	0.1%	4	0.4%
		岩瀬郡鏡石町	1	0.1%	2	0.2%
		石川郡玉川村	1	0.1%		0.0%
		石川郡平田村	1	0.1%		0.0%
		田村郡小野町		0.0%	1	0.1%
小計		74	6.6%	94	8.4%	

		自治体名	事故時(※1)	比率(※2)	申立時(※1)	比率(※2)
福島県	県南	白河市	8	0.7%	12	1.1%
		西白河郡西郷村	3	0.3%	3	0.3%
		西白河郡泉崎村	1	0.1%	3	0.3%
		西白河郡矢吹町	1	0.1%	2	0.2%
		東白川郡鮫川村	1	0.1%	2	0.2%
		西白河郡中島村	1	0.1%	1	0.1%
		東白川郡矢祭町	1	0.1%	1	0.1%
		東白川郡塙町	1	0.1%	1	0.1%
		小計	17	1.5%	25	2.2%
	会津	会津若松市	8	0.7%	17	1.5%
		喜多方市	6	0.5%	6	0.5%
		南会津郡下郷町	2	0.2%	3	0.3%
		耶麻郡磐梯町	2	0.2%	2	0.2%
		大沼郡会津美里町	2	0.2%	2	0.2%
		南会津郡南会津町	2	0.2%	1	0.1%
		南会津郡只見町	1	0.1%	1	0.1%
		耶麻郡猪苗代町		0.0%	1	0.1%
		小計	23	2.1%	33	2.9%
	福島県内計			942	84.0%	686

		都道府県名	事故時(※1)	比率(※2)	申立時(※1)	比率(※2)
北海道・東北	宮城県	72	6.4%	102	9.1%	
	岩手県	12	1.1%	12	1.1%	
	山形県	11	1.0%	32	2.9%	
	青森県	4	0.4%	8	0.7%	
	秋田県	2	0.2%	5	0.4%	
	北海道		0.0%	4	0.4%	
	小計	101	9.0%	163	14.5%	
関東・甲信越	千葉県	16	1.4%	38	3.4%	
	東京都	15	1.3%	61	5.4%	
	茨城県	11	1.0%	39	3.5%	
	神奈川県	10	0.9%	26	2.3%	
	栃木県	9	0.8%	14	1.2%	
	群馬県	6	0.5%	8	0.7%	
	埼玉県	2	0.2%	20	1.8%	
	新潟県		0.0%	13	1.2%	
	長野県		0.0%	7	0.6%	
	小計	69	6.2%	226	20.2%	
北陸・東海	静岡県	2	0.2%	5	0.4%	
	愛知県		0.0%	7	0.6%	
	富山県		0.0%	2	0.2%	
	石川県		0.0%	1	0.1%	
	小計	2	0.2%	15	1.3%	

	都道府県名	事故時(※1)	比率(※2)	申立時(※)	比率(※2)
近畿	京都府	1	0.1%	3	0.3%
	大阪府	1	0.1%	3	0.3%
	兵庫県	1	0.1%	2	0.2%
	小計	3	0.3%	8	0.7%
中国・四国	島根県	1	0.1%	2	0.2%
	岡山県		0.0%	10	0.9%
	高知県		0.0%	1	0.1%
	小計	1	0.1%	13	1.2%
九州・沖縄	大分県	2	0.2%	3	0.3%
	沖縄県		0.0%	5	0.4%
	宮崎県		0.0%	1	0.1%
	小計	2	0.2%	9	0.8%
不明		1	0.1%		0.0%
福島県以外の国内計		179	16.0%	434	38.7%
海外	イギリス		0.0%	1	0.1%
	小計		0.0%	1	0.1%
福島県以外計		179	16.0%	435	38.8%
合計		1121	100.0%	1121	100.0%

※1 住所地は、原則として申立人の代表者の住所地を記載した。また、申立時住所は申立書の記載に従っており、当センターが申立時における居住の実態を独自に確認したものではない。

※2 平成30年の全申立件数1,121件に対する比率。

【概要】

平成30年に行われた申立てを住所地別に見ると、事故時の住所が福島県内である被害者からの申立てが全体の84.0%を占め、また、申立時の住所が福島県内である被害者からの申立てが61.2%となっているなど、平成29年と同様の傾向が見られた。

3 損害項目別の申立件数等

平成 30 年の損害項目別の申立件数等は、表 4 に示すとおりである。

【表 4 損害項目別の申立件数等】

	申立 総件数	項目内訳								除染費用
		避難費用	生命・身体 的損害	精神的 損害	営業 損害	就労不能 損害	検査 費用	財物価値 喪失等	うち不動産 関連	
件数 (割合)	1,121	367 (32.7%)	151 (13.5%)	446 (39.8%)	421 (37.6%)	181 (16.1%)	95 (8.5%)	158 (14.1%)	109 (9.7%)	59 (5.3%)
前年比	61.9%	65.7%	75.9%	75.0%	56.8%	62.4%	56.5%	55.4%	56.2%	71.1%

参考) 平成 29 年

件数 (割合)	1,811	559 (30.9%)	199 (11.0%)	595 (32.9%)	741 (40.9%)	290 (16.0%)	168 (9.3%)	285 (15.7%)	194 (10.7%)	83 (4.6%)
------------	-------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	---------------	----------------	----------------	--------------

参考) 対平成 29 年減少分

件数 (割合)	△690	△192 (27.8%)	△48 (7.0%)	△149 (21.6%)	△320 (46.4%)	△109 (15.8%)	△73 (10.6%)	△127 (18.4%)	△85 (12.3%)	△24 (3.5%)
対 H29 年 比減少割合	△38.1%	△34.3%	△24.1%	△25.0%	△43.2%	△37.6%	△43.5%	△44.6%	△43.8%	△28.9%

※ 複数の損害項目を含む申立ては複数の項目に重複計上しているため、「項目内訳」の「(割合)」の合計は 100%を超える。「項目内訳」の「(割合)」は、各損害項目の件数を、「申立総件数」で除した数値である。

【概要】

平成 30 年に行われた申立てを損害項目別に見ると、各項目が占める割合は、平成 29 年と比較して精神的損害の割合が 6.9%増加しているが、平成 29 年までと概ね同様の傾向を示している。

各損害項目別の申立件数については、すべての損害項目において平成 29 年より減少しているが、中でも、営業損害、検査費用及び財物価値喪失等については申立件数が平成 29 年の 5 割程度となっている。

4 業種別の申立件数等

平成 30 年に営業損害の賠償を申し立てた法人及び個人事業主が営む業種の内訳は、表 5 に示すとおりである。

【表 5 業種別の申立件数等】

	営業損害 申立件数	業 種 内 訳						
		農林 水産業	製造業 加工業	販売業	建設業	不動産業	医療業	サービス業 等
件数 (割合)	421	104 (24.7%)	88 (20.9%)	136 (32.3%)	18 (4.3%)	33 (7.8%)	10 (2.4%)	121 (28.7%)
前年比	56.8%	71.7%	55.7%	54.2%	94.7%	62.3%	55.6%	41.6%

参考) 平成 29 年

件数 (割合)	741	145 (19.6%)	158 (21.3%)	251 (33.9%)	19 (2.6%)	53 (7.2%)	18 (2.4%)	291 (39.3%)
------------	-----	----------------	----------------	----------------	--------------	--------------	--------------	----------------

参考) 対平成 29 年減少分

件数 (割合)	△320	△41 (12.8%)	△70 (21.9%)	△115 (35.9%)	△1 (0.3%)	△20 (6.3%)	△8 (2.5%)	△170 (53.1%)
対 H29 年 減少割合	△43.2%	△28.3%	△44.3%	△45.8%	△5.3%	△37.7%	△44.4%	△58.4%

※ 「サービス業等」は、サービス業のほかに、農林水産業、製造業・加工業、販売業、建設業、不動産業、医療業に含まれない業種が含まれている。

※ 複数の業種を営んでいる申立人は複数の業種に重複計上されているため、「業種内訳」の「(割合)」の合計は 100%を超える。「業種内訳」の「(割合)」は、各業種の件数を「営業損害申立件数」で除した数値である。

【概要】

平成 30 年の営業損害の申立件数は 421 件であり、平成 29 年よりも 320 件減少した。業種別に集計した申立件数の全体に占める割合は、平成 29 年までと同様に、農林水産業、製造業・加工業、販売業及びサービス業等の申立件数の割合が多く、建設業、不動産業及び医療業の申立件数の割合が比較的少なかった。

営業損害全体の申立件数が減少する中、申立件数の減少割合が比較的大きい業種は、サービス業等（291 件から 121 件へ 58.4%減）であり、減少割合が比較的小さい業種は建設業（19 件から 18 件へ 5.3%減）であった。

第3 取扱いの状況

1 既済件数及び未済件数の動向

センターに申立てがあった事案の既済（終了）件数及び既済事由別内訳は、表6に示すとおりである。

【表6 取扱状況の推移】

○平成23年から平成30年までの推移

	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	全期間合計
期間別申立件数	521	4,542	4,091	5,217	4,239	2,794	1,811	1,121	24,336
期間別既済件数	6	1,856	4,667	5,054	4,281	3,403	2,132	1,818	23,217
(内訳)									
和解成立	2	1,202	3,926	4,438	3,643	2,755	1,581	1,232	18,779
和解打ち切り	0	272	429	300	274	201	195	252	1,923
取下げ	4	381	312	316	364	447	356	333	2,513
却下	0	1	0	0	0	0	0	0	1
和解の仲介をしない	0	0	0	0	0	0	0	1	1
未済件数	515	3,201	2,625	2,788	2,746	2,137	1,816	1,119	1,119

【参考】

一部和解成立	0	246	987	516	61	175	127	107	2,219
仮払和解成立	0	80	27	1	0	0	0	0	108

○平成30年、月別内訳

	平成30年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
期間別申立件数	97	125	109	115	107	90	81	83	81	94	75	64
期間別既済件数	157	124	139	170	154	177	178	143	131	186	123	136
(内訳)												
和解成立	110	81	91	110	97	121	129	95	96	121	91	90
和解打ち切り	17	12	17	28	33	26	24	24	15	32	6	18
取下げ	30	31	31	32	24	30	25	24	20	33	26	27
却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和解の仲介をしない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
未済件数	1,756	1,757	1,727	1,672	1,625	1,538	1,441	1,381	1,331	1,239	1,191	1,119

【参考】

一部和解成立	5	12	6	11	9	12	6	12	3	7	14	10
仮払和解成立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 平成23年は9月～12月合計、平成24年以降は1月～12月合計。

※ 「未済件数」は各期間末における未済件数を示したものである。

※ 平成27年1月以降、既済事件の計上方法を、審理の結果が明らかになった日に計上する従来の方法から、手続完了日に計上する方法へと変更している。変更後の方法によれば平成27年に計上すべきもののうち、平成26年に既に計上したものがあつたため、平成27年の既済件数がその分少なくなつている。

- ※ 「一部和解成立」「仮払和解成立」は、申立件数 1 件に対して同日に成立した案件がそれぞれ 2 件以上あった場合においても、1 件として計上している。
- ※ これまでの数字を見直した結果、平成 27 年の既済件数のうち、和解成立と取下げの件数が、平成 29 年までの活動状況報告書と異なっている。
- ※ 「和解の仲介をしない」とは、原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令第 10 条第 1 項及び原子力損害賠償紛争解決センター和解仲介業務規程第 33 条により、申立てに係る紛争がその性質上和解の仲介をするのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的のみだりに和解の仲介の申立てをしたと認めるときのことをいう。平成 30 年の 1 件は、東京電力に対して返還すべき過払金の確定を求めるものであったが、迅速な被害者救済に資するものではないことなどから和解の仲介をしないこととなったものである。

○平成 26 年から平成 30 年までの主な和解打ち切り理由の内訳

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	合計
期間別既済件数	5,054	4,281	3,403	2,132	1,818	16,688
(既済件数の内訳)						
和解成立	4,438 (87.8%)	3,643 (85.1%)	2,755 (81.0%)	1,581 (74.2%)	1,232 (67.8%)	13,649 (81.8%)
取下げ	316 (6.3%)	364 (8.5%)	447 (13.1%)	356 (16.7%)	333 (18.3%)	1,816 (10.9%)
却下	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
和解の仲介をしない	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)	1 (0.0%)
和解打ち切り	300 (5.9%)	274 (6.4%)	201 (5.9%)	195 (9.1%)	252 (13.9%)	1,222 (7.3%)
(和解打ち切り理由の内訳)						
申立人の請求権を認定できない	177 (3.5%)	204 (4.8%)	154 (4.5%)	161 (7.6%)	148 (8.1%)	844 (5.1%)
申立人が和解案を拒否した	15 (0.3%)	13 (0.3%)	22 (0.6%)	11 (0.5%)	5 (0.3%)	66 (0.4%)
被申立人が和解案を拒否した	42 (0.8%)	9 (0.2%)	6 (0.2%)	4 (0.2%)	49 (2.7%)	110 (0.7%)
申立人が資料提出に応じない	27 (0.5%)	5 (0.1%)	0 (0.0%)	3 (0.1%)	17 (0.9%)	52 (0.3%)
申立人と連絡がとれない	25 (0.5%)	35 (0.8%)	12 (0.4%)	12 (0.6%)	16 (0.9%)	100 (0.6%)
その他	14 (0.3%)	8 (0.2%)	7 (0.2%)	4 (0.2%)	17 (0.9%)	50 (0.3%)

- ※ 平成 26 年より、和解打ち切り理由について上記分類にて整理を実施している。
- ※ 被申立人が和解案の受諾を拒否したために和解打ち切りとなった事案のうち、東京電力社員又はその家族からの申立ての件数は、平成 25 年 10 件、平成 26 年 42 件、平成 27 年 9 件、平成 28 年 7 件、平成 29 年 4 件、平成 30 年 9 件であった（平成 28 年においては、同内容での再申立てであったため、和解案を提示する前に被申立人が拒否の意向を示した案件 1 件（和解打ち切りの理由「その他」として計上）を含んでいる。）。なお、平成 29 年まで、被申立人が和解案の受諾を拒否したために和解打ち切りとなった事案は、いずれも東京電力社員又はその家族からの申立てであった。
- ※ 被申立人が和解案を拒否した件数のうち、申立人が集団を構成しているものと認識して申し立てた案件として公表した件数は、平成 30 年 18 件であった。
- ※ 「その他」には、和解仲介手続と関連訴訟がともに係属し、双方の請求ないし訴訟物が重複しているために関連訴訟の判決が確定するまでの間、東電が和解案の諾否の意見を留保する対応を取ったことにより、和解仲介手続の実施が困難となったことを理由に、打ち切りになった事案が平成 30 年に 7 件含まれる。
- ※ なお、「その他」には上記のほか、申立人の意思能力がないことが判明した場合や、申立人が申立後に死亡したが受継がされなかった場合などが含まれている。

○平成 26 年から平成 30 年までの初回申立てと複数回申立ての推移（概数）

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	合計
期間別申立件数		5,217	4,239	2,794	1,811	1,121	15,182
内訳	初回申立て	3,823 (73.3%)	2,526 (59.6%)	1,341 (48.0%)	830 (45.8%)	451 (40.2%)	8,971 (59.1%)
	複数回申立て	1,394 (26.7%)	1,713 (40.4%)	1,453 (52.0%)	981 (54.2%)	665 (59.3%)	6,206 (40.9%)
	分離に係る申立て	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (0.4%)	5 (0.0%)
うち既済件数（平成30年末時点）		5,201	4,222	2,695	1,550	398	14,066
内訳	初回申立て	3,808 (73.2%)	2,514 (59.5%)	1,295 (48.1%)	706 (45.5%)	163 (41.0%)	8,486 (60.3%)
	複数回申立て	1,393 (26.8%)	1,708 (40.5%)	1,400 (51.9%)	844 (54.5%)	233 (58.5%)	5,578 (39.7%)
	分離に係る申立て	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.5%)	2 (0.0%)
うち未済件数（平成30年末時点）		16	17	99	261	723	1,116
内訳	初回申立て	15 (93.8%)	12 (70.6%)	46 (46.5%)	124 (47.5%)	288 (39.8%)	485 (43.5%)
	複数回申立て	1 (6.3%)	5 (29.4%)	53 (53.5%)	137 (52.5%)	432 (59.8%)	628 (56.3%)
	分離に係る申立て	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (0.4%)	3 (0.3%)

※ これまでの数字を見直した結果、平成 29 年の初回申立件数及び複数回申立件数については、平成 29 年の活動状況報告書と異なっている。

○平成 23 年から平成 30 年までの 1 件の申立人数が 100 以上の申立ての推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	累計
申立人数100以上/件の 期間別申立件数（分離を除く）	1	10	11	36	16	14	0	0	88
申立人数100以上/件の 期間別申立件数（分離を含む）	1	10	11	36	16	14	0	3	91
申立人数100以上/件の 期間別既済件数	0	0	2	15	10	7	6	23	63
(内訳)									
和解成立	0	0	2	12	9	7	3	5	38
和解打ち切り	0	0	0	3	1	0	2	18	24
一部和解成立あり	0	0	0	0	1	0	1	9	11
取下げ	0	0	0	0	0	0	1	0	1
却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和解の仲介をしない	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未済件数	1	11	20	41	47	54	48	28	28

※ 1 件（1 事件番号）当たりの申立ての申立人数が 100 以上の申立てを集計したものであり、申立人としては同じ「集団」との認識であっても、複数回に分けて申し立てられた場合には、それぞれ別の事件番号が付されることが通例であるため、申立人側の「集団」としての認識とは必ずしも一致しない（申立人の認識として一つの同じ「集団」でも、申立人数 100 以上の複数の申立てに分けて申し立てられた場合には、複数の申立てとして重複して集計される、逆に、複数の申立てに細分化されて申し立てられたため一つ一つの申立てが 100 未満であった場合には、集計の対象外となる、「集合立件」を始めるまでは、代理人が付かない本人による「集団」申立ては、申立書ごとに事件番号が付されていたので、集計の対象外となる等）。

○普通地方公共団体からの申立ての推移

		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	累計
普通地方公共 団体からの 期間別申立件数	都道府県	0	1	0	1	6	3	5	8	24
	市	0	1	1	15	13	14	7	11	62
	町	0	0	1	13	3	14	2	0	33
	村	0	0	0	1	0	2	0	0	3
	合計	0	2	2	30	22	33	14	19	122
普通地方公共 団体からの 期間別既済件数	都道府県	0	0	1	0	1	3	4	2	11
	市	0	0	1	2	13	5	8	10	39
	町	0	0	0	4	9	3	1	11	28
	村	0	0	0	0	1	0	0	2	3
	合計	0	0	2	6	24	11	13	25	81
	(合計内訳)									
	和解成立	0	0	2	6	23	11	13	24	79
	和解打ち切り	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	一部和解成立あり	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	取下げ	0	0	0	0	1	0	0	1	2
却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
和解の仲介をしない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
未済件数	0	1	0	25	22	46	47	41	41	

※ 地方公営企業による申立てを含まない。また、一つの普通地方公共団体において複数の申立てを行っているケースがいくつか存在することから、上記の申立件数は申立てをした普通地方公共団体の数と一致しない。

※ これまでの数字を見直した結果、平成24年～28年の申立件数及び既済件数については、平成29年までの活動状況報告書と一部異なっている。

【概要】

平成30年の既済件数は1,818件¹¹であり、同年末における累計既済件数は23,217件となった。

取扱状況全体では、年間1,121件の申立てを受け、1,818件が既済となり、既済件数が申立件数を上回った。平成29年と比較すると、申立件数が平成30年には全体として38.1%減少し、既済件数も平成30年には全体として14.7%減少している。センターで手続中の件数を示す未済件数については、平成30年当初の1,816件から年末にかけて1,119件まで減少した。

平成30年の既済件数1,818件のうち、和解成立件数は1,232件であり、既済件数の67.8%が和解成立により終了している。平成25年から平成28年にかけては、既済件数全体のうち和解成立件数の割合が8割を超え、平成29年は7割を超えていたが、平成30年は7割を下回った。なお、平成30年末における累計和解成立件数は18,779件であり、累計既済件数23,217件のうち80.9%が和解成立により終了している。

一方、平成30年の既済件数全体のうち和解打ち切りにより終了した事案は252件であり、既済件数全体のうちに占める割合は、平成29年と比較すると、9.1%から13.9%に増加しており、また、平成30年に和解打ち切りにより終了した事案を和解打ち切り理由別にみると、申立人の請求権を認定できないことを理由として和解打ち切りとなったものが148件（和解打ち切りにより終了した件数全体のうちに占める割合は58.7%）と半

¹¹ 平成26年5月以降、「集合立件」の方式を導入したため、上記1,818件の中にはそれ以前であれば複数の件数となっていたところを1件にまとめた申立てが一定数含まれており、また、未済となっている件数の中にもそれ以前であれば既済として処理されていたものが含まれている。比較のため、集合立件を行わなかったと仮定して再集計すると、平成30年の既済件数は3,575件（概算）となる。

数以上を占めている。既済件数全体のうち、この理由により和解打切りとなったものの割合は平成 26 年以降増加傾向にある。これは、個々の事案により事情は多様であるため一概に述べることは難しいが、本件事故からの時の経過等に伴い、申し立てられる損害項目と本件事故との因果関係を認定することが難しい案件が増加していることも、その一因になっているのではないかと考えられる。

平成 30 年に被申立人である東京電力が和解案の受諾を拒否したために和解打切りとなった事案の件数は、49 件（累計で 121 件）であった。そのうち、東京電力社員又はその家族からの申立ては 9 件（累計で 81 件）であった。

また、平成 30 年は、被申立人が和解案を拒否した件数のうち、申立人が集団を構成しているものと認識して申し立てた案件として公表した件数は 18 件であった。具体的には、和解案提示理由書を公表した浪江町住民の集団申立て、飯館村蕨平行政区、比曾行政区及び前田・八和木行政区住民の集団申立て、飯館村住民の集団申立て、川俣町小綱木地区住民の集団申立てがある。

また、和解仲介手続と関連訴訟がともに係属し、双方の請求ないし訴訟物が重複しているために関連訴訟の判決が確定するまでの間、東電が和解案の諾否の意見を留保する対応を取ったことにより、和解仲介手続の実施が困難となったことを理由に打切りになった事案が、平成 30 年に 7 件あった。

平成 30 年に和解成立により終了した標準的な事案について、手続の進行に即し、要した平均審理期間は次のとおりであった。まず、申立書の受付から 1～1.5 か月程度で担当仲介委員及び担当調査官が指名され、その旨が申立人等に通知され、この通知に前後して被申立人である東京電力の答弁書が提出される。続いて、仲介委員による審理・調査等が進められ、仲介委員の指名から平均 10.9 か月で、和解案提示が行われ、そのあと、和解契約が交わされている。なお、仲介委員等の指名から和解案提示までの期間は、平成 29 年の平均 7.9 か月よりも長くなっているが、これは、平成 29 年活動状況報告書「第 3 1」等でも指摘したとおり、本件事故からの時の経過に伴い申立人ごとの個別事情をより丁寧に踏まえた審理を行い、事案に即した適切な和解案の提示が可能となるような手続が実施されたことなどによるものと考えられる。

2 和解成立の損害項目別動向

平成30年にセンターで和解が成立した事案の損害項目別の件数等の内訳は、表7に示すとおりである。

【表7 損害項目別の和解成立件数等】

	和解成立 総件数	項目内訳										
		避難 費用	生命・ 身体的 損害	精神的 損害	うち 増額事例	営業損害	就労不能 損害	検査費用	財物価値 喪失等	うち 不動産 関連	除染 費用	弁護士 費用
件数	1,232	382	100	307	171	397	158	92	173	104	61	439
(割合)		(31.0%)	(8.1%)	(24.9%)	(13.9%)	(32.2%)	(12.8%)	(7.5%)	(14.0%)	(8.4%)	(5.0%)	(35.6%)
前年比	77.9%	67.5%	75.8%	68.4%	69.8%	74.3%	67.5%	56.4%	64.8%	56.8%	68.5%	55.2%

参考) 平成29年

件数	1,581	566	132	449	245	534	234	163	267	183	89	795
(割合)		(35.8%)	(8.3%)	(28.4%)	(15.5%)	(33.8%)	(14.8%)	(10.3%)	(16.9%)	(11.6%)	(5.6%)	(50.3%)

【概要】

全体の和解成立件数の減少に応じて、各項目の和解成立件数も平成29年より減少した。損害項目の割合はおおむね平成29年と同じであった。

第4 広報等

1 説明会の開催等

センターでは、本件事故による被害者にセンターの存在・役割及び和解仲介手続についてより身近に感じていただけるよう、広報活動に取り組んでいる。

平成30年は、福島事務所を核としつつ、東京事務所との連携の下、次のような取組を行った。

(1) 説明会への協力

地方公共団体や関係機関との連携により、福島県内外に居住する被害者を対象として開催された説明会において、センターの業務や和解仲介手続の概要、申立方法等について説明を行った。平成30年に参加した主な説明会は、表8に示すとおりである。そのほか、福島県商工会議所及び会津地域の商工会に所属する経営指導員に対し、和解仲介手続の現況についての説明を行った。

【表8 平成30年 主な説明会】

日程	説明会（開催場所）	主催者
2月10日（土）	自主避難者・滞在者向け原発賠償説明会（福島県郡山市）	福島県司法書士会
3月17日（土）	愛知県・岐阜県・三重県への避難者向け原発ADR説明会 （愛知県豊橋市）	あいち被災者支援協議会
3月21日（水）	愛知県・岐阜県・三重県への避難者向け原発ADR説明会 （愛知県名古屋市）	あいち被災者支援協議会
8月25日（土）	個人ADR申立て説明会 （福島県いわき市・双葉郡浪江町）	浪江町
8月26日（日）	個人ADR申立て説明会（福島県二本松市・福島市）	浪江町
9月1日（土）	個人ADR申立て説明会（福島県郡山市）	浪江町
9月2日（日）	個人ADR申立て説明会（東京都中央区）	浪江町
9月15日（土）	個人ADR申立て説明会（茨城県水戸市）	浪江町
9月16日（日）	個人ADR申立て説明会（宮城県仙台市）	浪江町
11月17日（土）	ふくしまとあなたをつなぐ交流・相談会（福島県郡山市）	認定NPO法人 レスキューストックヤード

(2) センターからのお知らせ等を記載した広報媒体の作成・配布

会津支所出張窓口の開設日・開設場所等について周知するためのチラシを作成し、大熊町から会津若松市への避難者や会津地域の事業者へ配布した。また、福島県浜通りの中でもセンターの認知度が低いと思われるいわき市においても、センターの業務内容や、いわき市を含めた自主避難等対象区域における和解事例を掲載したチラシを作成し、いわき市役所の各支所や公民館、商工会会員事業者への配布を行った。

加えて、法務省との協力の下、全国の法務局・地方法務局及び法テラスにチラシ、パンフレット、ポスター、和解事例集の配布を行った。

これらを含めた広報媒体の配布部数は表 9 に示すとおりである。

【表 9 広報媒体の配布部数】

チラシ	約 7,750 枚
リーフレット	約 10,400 部
和解事例集（避難指示等対象区域版）	約 900 部
和解事例集（自主避難等対象区域版）	約 830 部
ポスター	約 530 枚
会津地域避難者向けチラシ	約 5,700 枚
会津地域事業者向けチラシ	約 10,000 枚
いわき地域個人向けチラシ	約 1,400 枚
いわき地域事業者向けチラシ	約 1,800 枚

（３）広報に係る関係団体との協議

センターの行う和解仲介手続について、福島県内外の避難者に広く周知する方策について、日本弁護士連合会及び福島県弁護士会、日本司法書士連合会及び福島県司法書士会との協議を重ねた。

また、福島県内のうち浜通り及び会津地域のいくつかの商工団体（商工会議所・商工会連合会広域指導センター等）を訪問し、ADRの概要や実情についての説明及び意見交換を行った¹²。

（４）福島県内地方公共団体・商工団体の広報誌・ホームページへの案内記事掲載

福島事務所会津支所出張窓口の開設を契機として、開設日・会場とともにセンターの業務内容を周知することを目的として、福島県庁が全国の避難者に向けて発行する「ふくしまの今が分かる新聞」や、大熊町・会津地域の地方公共団体や商工団体が発行する広報誌及びホームページに、センターの案内記事を掲載した。

また、いわき商工会議所会報「ふろんていあ」にも同様に、センターの案内記事を掲載した。

（５）新聞広告の掲載

センターで取り扱う損害賠償項目やセンターを利用するメリット、福島事務所会津支所出張窓口の開設を周知するため、平成 30 年 11 月から 12 月にかけて福島地方紙 2 紙にそれぞれ 5 回、広告を掲載した。

¹² 福島県中通りの商工団体には、平成 31 年 1 月に訪問した。

2 電話による問合せの状況

問合せ専用のフリーダイヤルへの問合せ件数は、表 10 に示すとおりである。

【表 10 問合せ専用ダイヤル受付件数の推移】

○平成 23 年から平成 30 年までの推移

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
受付件数	3,390	12,364	7,162	5,732	3,920	2,388	1,527	1,000

※ 平成 23 年は 9 月～12 月合計、平成 24 年以降は 1 月～12 月合計。

○平成 30 年、月別内訳

	平成 30 年											
	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
受付件数	114	99	98	94	101	70	62	68	74	71	91	58

【概要】

平成 30 年のコールセンターにおける受付件数は 1,000 件であり、前年から 34.5%減少した。問合せ内容として最も多かったものがセンター概要や申立手続に関するもので 87.1%（平成 29 年は 89.8%）であった。次いで多かったものが東京電力への不満や問合せに関するもので 22.4%（同 18.9%）、個別事案の相談や賠償の可否に関するもので 14.2%（同 17.6%）であった。中立・公正な立場に立って、和解仲介手続を適切に実施すべきセンターとしては、個別事案の相談や賠償の可否に関する問合せは受け付けていないため、相談先として、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、法テラス、地方公共団体等の連絡先を示して対応している。

コールセンターへの問合せ件数の減少は、申立件数自体が減少していることやセンターが発足して 7 年以上が経過して手続が周知されてきたことによるものとも考えられるが、申立手続の相談だけでなく、センターとして対応することが適当でない個別事案の賠償の可否等に関するものも、年々問合せ件数に占める割合が減少傾向にあるものの、一定の割合を占めており、引き続き適切かつ丁寧な対応が必要である。

第5 今後の課題と解決に向けた取組

1 本件事故の発生から7年を経て

平成30年には、本件事故から7年が経過した。平成29年4月に双葉町・大熊町を除いた計9市町村において、全ての避難指示解除準備区域及び居住制限区域の避難指示が解除された。平成30年にかけては、平成29年5月に改正された福島復興再生特別措置法に基づき、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村、葛尾村の帰還困難区域内に特定復興再生拠点を整備するための計画が内閣総理大臣に認定された。これを受けて、これらの地域では、計画認定から5年を目途で拠点全域の避難指示が解除されることを目標として除染作業が開始されるなどしており、復興に向けて各種施策が進んでいる状況にある。

しかしながら、平成30年の和解仲介申立てのうち451件(40.2%)が初回申立てであることなどに照らすと、更なる和解仲介手続の広報を重ね、被害者の請求漏れがないように努める必要があると判断されるところである。また、本件事故から7年が経過しており、これまで以上に被害者の早期救済を図るべき要請も増大しているといえ、事件のより迅速な処理が求められているとも考えている。

2 事件処理の現状と課題

(1) 審理期間の長期化を避けるための方策

平成30年12月末時点でセンターに係属する未済案件は、1,119件であるところ、このうち約3分の1は、申立後1年以上が超過した事件、約1割は、申立後2年以上が超過した事件となっており、これらの未済事件をどのように迅速に処理していくかが喫緊の課題となっている。

このように事件の審理期間が長期化傾向を示していることの最大の原因は、本件事故からの時間の経過に伴い、申立人が置かれている状況がより多様化し、和解案を提示するために、申立人ごとの個別の事情をより丁寧に審理する必要があるという点が挙げられる。特に弁護士が代理しない本人による申立ての事件においては、申立人が個別の事情について説得的な主張をし、その主張を裏付ける的確な証拠を整理して提出し切れないことも少なくなく、このことが事件の長期化を一層進める一因ともなっている。このような状況の下で、担当パネルにおいても、当事者に対する主張及び証拠に関する釈明事項を検討し、さらには、個別の経験則を勘案した上、和解案を提示することができるかどうかを判断するのに時間を要していると推測される。

事件の進行は担当パネルの裁量に委ねられているところではあるが、センターとしては、これらの未済事件について、被害者に寄り添った丁寧な対応をしつつ、できるだけ早期に適切な賠償の実現を図ることができるよう、センター内でより経験のある他の法律専門家に対する助言の依頼・相談の体制を設けているほか、これまでは1事件について原則1名としていた調査官を、平成30年4月2日以降に立件した事件については、1事件について原則として2名の調査官を充てる等の人的体制を整備して、調査官同士の横の連携をより密にしたり、パネルを構成する仲介委員と調査官の連携を強化したりす

ることによって、多様化した申立人の状況に応じた和解仲介手続の実施を図っている。これまでも被害者に対しては丁寧な対応を行ってきたところではあるが、これまで以上に調査官全体の事件処理体制の充実を図り、担当パネルの調査を支える調査官の執務体制についてバックアップを行うことにより、被害者に寄り添った丁寧な対応に努めたい。

また、平成 30 年には、センターで調査官を含む職員を対象に、福島県の現地視察を 4 回実施し、累計で 40 名の調査官が参加している。視察先としては、大熊町・双葉町の帰還困難区域や、平成 29 年 4 月に避難指示解除された浪江町や富岡町、飯館村、葛尾村、市内で異なる避難区域が存在した南相馬市、福島市・伊達市等の特定避難勧奨地点及びその周辺地域を含めて広く対象としている。現地視察は、平成 28 年から実施していたところである（平成 28 年以降では合計 10 回、参加した調査官は約 110 名）が、一層実態に即した和解仲介の実施に資するよう、今後も継続的に現地視察を実施することにより、被災地の実情を直に見聞し、本件事故後の被害状況の推移や復興の進捗状況を把握していきたい。

（２） 集団・地方公共団体の申立てへの対応強化

1 件の申立人数が 100 以上である申立て（集団申立て）に係る事件も依然として相当数係属している。集団事件においては、数多くの申立人に係る申立てを一度に審理する必要があり、単独の申立てがされた案件に比べ、より多くの時間とマンパワーを要する。しかし、担当パネルにおいては、集団事件であっても、当事者が希望する場合には、可能な限り、申立人ごとの個別の事情を広く採用しながら、その公約数的な事情を抽出して和解案に反映させるなどして、当事者の意向を踏まえた和解仲介手続を実施し、和解の成立に至っている件も少なくない。引き続き、所要の体制を整えることで、当事者の意向を踏まえた丁寧な和解仲介手続の実施に努めたい。

また、普通地方公共団体による申立てについては、福島県内のみならず、東北地方、関東地方を始めとする多くの団体から、①放射能検査・測定・除染費用、②風評被害対策費用、③人件費等の賠償を求める申立てが係属している。地方公共団体案件は、東京電力との直接請求による相対交渉で解決が図られる場合も多いが、センターに申立てがされる案件は、相対交渉で解決しなかった紛争性の高いものであり、本件事故からの時間の経過も相まって、和解案を提示するためには詳細な主張や立証を必要とすることが多い。勢い膨大な請求項目について主張や証拠を整理していくことになるため、1 件当たりの審理の負担は非常に重く、審理に時間を要する例も少なくない。福島県下の地方公共団体でも現時点までに申立てをしていない地方公共団体も存在すること、地方公共団体は、年度ごとに請求を行う例が多いことなどからすると、今後も新規・継続申立てがされると予測され、引き続き、審理に要する人的体制を確保しつつ、適正かつ迅速に事件を解決させるための検討や工夫が求められている。

（３） 新規申立事件の迅速処理

上記のように、現に係属している事件を適正かつ迅速に解決させることはもちろんで

あるが、新たに申し立てられた事件についても、迅速に処理することが求められる。

近時の新規申立事件の特色も、前記（１）に記載した係属事件と共通するところではあるが、和解案の提示の可否、和解案の内容を検討するためには、申立人ごとの個別の事情をより丁寧に審理する必要があるという点が挙げられる。このような必要性に対応するため、センターでは、前記（１）に記載した各種の取組を更に強化し、調査官同士の意見交換を活性化し、多様な観点から事件の検討を行うとともに、事件の滞留を防止し、迅速に事件を解決することを目指している。

（４）清算条項を付した和解

近時、東京電力が、本件事故に起因する全部又は一部の損害に関し、当該和解に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する旨の清算条項を付すことを条件に和解に応じる旨の意見を述べる案件が増加しており、実際に同条項を付した和解も成立している。従前は、このような和解を成立させることに消極的な姿勢を取ってきたが、本件事故からの時間の経過に伴い、事案として清算条項を付すこともやむを得ない事例が増えることは否定できず、当事者、特に申立人においてもこれを了とする場合もあることを受けるものである。もっとも、担当パネルにおいては、東京電力が清算条項を条件とする意見を述べてきた場合であっても、それを直ちに受け入れるのではなく、和解内容の合理性等も慎重に検討した上、さらに、申立人の清算条項に対する理解等も十分に確認し、申立人が清算により不測の不利益を被ることのないように注意しながら和解仲介手続を進めている。

（５）東電拒否による打切り案件

パネルが和解案を提示したにもかかわらず、東京電力が和解案の受諾を拒否し、その後の当事者間の歩み寄りが期待できない状況となった案件が少なからず存在している。確かに、センターは、中立的な立場にある仲介委員が提出された主張及び証拠を法的に検討した結果を踏まえて適正・妥当と考える和解案を提示し、これを受諾するよう当事者に対して説得を行い、紛争の迅速かつ適正な解決を図ることをその目的とする組織であることはいうまでもないから、まずは和解による紛争の解決を目指すべきことは当然である。

しかし、他方で、当事者間の主張の隔たりが大きく、先鋭に対立しているなど、センターによる和解仲介手続による解決の見込みがないと判断される事件については、被害者に対し、適切な時期に訴訟という選択肢も踏まえた手段選択の検討をしてもらうことも重要となってくると考えられる。そこで、このような事件の一部については、平成 30 年 4 月以降、担当パネルにおいて、和解の成立に向けて最大限の努力をしたものの、東京電力の和解案への応諾を得られず、和解仲介による紛争解決の見込みがないとして和解仲介手続を打ち切る判断をし、センターにおいて、そのうち一部の結果の概要等をホームページ上に公表し、和解仲介手続を申し立てようとする者に、手続選択のための考慮材料を提供している。

3 訴訟とADRの関係

(1) 集団訴訟の判決

平成29年に引き続き、平成30年に入ってから、国や東京電力に対する本件事故を原因とする損害賠償請求訴訟について、地方裁判所において4件の集団訴訟の判決が言い渡された。平成29年活動状況報告書に記載したとおり、平成29年に開催された審査会においては、集団訴訟の判決が確定していない現時点では、これらの判決の内容を理由に中間指針の見直しを検討するのは時期尚早である旨の考え方が示され、平成30年8月に開催された審査会においても、改めてその旨の確認がされている。判決の動向については、今後も引き続き注視していく必要があるが、各パネルにおいては、引き続き、現行の中間指針及び総括基準を踏まえて和解仲介手続を実施していくことになる。

(2) 関連訴訟の係属と和解仲介手続の関係

平成29年活動状況報告書において触れたように、東京電力が関連訴訟の判決が確定するまでの間、和解案の諾否の回答を留保する旨の意見を述べる案件が生じており、平成30年に入っても同様の状況が続いている。このような案件については、申立ての請求内容と関連訴訟の請求内容が重複していないとはいえない場合であっても、可能な限りセンターの和解仲介手続における和解成立に向けて東京電力を説得しており¹³、このような説得の結果、東京電力が訴訟物の重複に関する主張を撤回するなどして和解が成立した例や、申立人が東京電力から和解に基づき賠償金の支払を受けた場合には関連訴訟を取り下げ、東京電力がこれに同意する旨の条項を含んだ和解が成立した例も存在している。他方で、東京電力が留保の意見を維持する場合には、東京電力にも裁判所における民事訴訟により請求権の全部又は一部の不存在を確定させる法的利益があること等を踏まえ、申立人に手続選択についての検討を求め、結果的に、訴訟物の重複と東電の回答留保が解消されない場合には、和解仲介による紛争解決の見込みがない状況に陥っているといわざるを得ず、手続を打ち切ることもやむを得ないと解される。このような状況に対応して打ち切らざるを得なかった例も存在している。

また、申立ての請求内容と関連訴訟の請求内容が異なっている場合であっても、両者が先決関係にあるなど、実質的に重複する関係にあるとして、東京電力が和解案に対する諾否の回答を留保する旨の意見を述べることもあるが、かかる案件についても、各パネルにおいて、基本的には、上記の方向で和解仲介手続を実施している。

4 広報活動

(1) 広報活動の必要性

平成30年の申立件数は、1,121件となり、平成29年と比較すると、約40%の減少となった。平成29年活動状況報告書に記載したとおり、その要因に関する詳細な分析は困

¹³例えば、集団・集合事件において、同一集団・集合内の申立人で取扱いに不平等が生じてしまうといった事情がある場合などでは、東京電力に対し、そのような観点から再考を促すことになる。

難であるが、本件事故からの時間の経過やその間の復興の加速に向けた各種施策の実施等が影響しているものと考えられる。もっとも、このことが直ちに、本件事故の被害者が十分な賠償を受けたことを意味するものではない。実際、前記のとおり、平成30年の申立てのうち、初回申立ての件数は、451件（40.2%）となっており、この数字は、年々減少傾向にあるものの、依然としていまだセンターを利用したことのない被害者が相当数存在することをうかがわせるものである。センターとしては、引き続き、和解仲介手続の目的、機能、果たすべき役割、実績等について周知を図り、より多くの被害者に情報が行き渡るように、広報活動に努めたい¹⁴。

（2）集団・集合事件を含めた個人の事件に関する広報活動

平成30年4月には、浪江町の集団申立事件について、東京電力が和解案の受諾を拒否したことを理由に和解仲介手続を打ち切ることとなったが、これはあくまでも集団事件としての和解仲介手続を打ち切ったものにすぎず、個別の再申立てをした場合には、申立人ごとの個別の事情に基づき、和解案を提示できる余地がないことを意味するものではない。その後、個別の再申立てを受けて和解が成立した事案も存在し、その和解契約書をホームページにおいて公表しているところである。センターは、個別の事情のいかんによっては賠償金の支払を受け得る被害者の救済に努めるべく、浪江町と協議をしながら、浪江町が主催する住民を対象とする再申立てに関する説明会に協力し、平成30年8月から9月にかけて、福島県内5か所、東京都、水戸市及び仙台市で実施された説明会（全8回）において、センターからも説明を実施しているところである。

また、センターは、南相馬市石神地区の住民の集団申立事件についても、類型化された事情の審理しかしておらず、集団申立事件として判断が行われていることから、終局している申立人についても、あらゆる個別事情が斟酌されたわけではないことに照らし、関係機関と調整の上、再申立てに関する情報提供を行うことができないか検討を行っているところである。

飯舘村の住民による集団申立事件については、いわゆる被ばく不安慰謝料の支払を求める申立てを分離し、当該部分については、浪江町の集団申立事件の打ち切りに引き続き、平成30年5月から7月にかけて、東京電力の和解案の受諾拒否を理由に手続を打ち切っているが、その余の日常生活阻害慰謝料等の支払を求める部分については、引き続き手続を進行させ、多くの世帯について既に和解が成立している。

また、その他の集団・集合事件についても、前記2（2）のとおり個別の事情を反映して審理を行い、和解が成立している案件も少なからず存在する。他方で、集団・集合事件として申立人らに共通一律の損害を認めることはできないとして和解仲介手続を打ち切らざるを得なかった事件も存在しているが、このような打ち切り事案はもちろん、和

¹⁴ 東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律案に対する衆議院文部科学委員会附帯決議第2項及び同法律案に対する参議院文教科学委員会附帯決議第2項「損害賠償請求に至っていない被害者を把握するため、東京電力株式会社が行う損害賠償手続及び原子力損害賠償紛争審査会が行う和解の仲介手続等について一層の周知徹底を図ること。」に基づく。

解が成立している案件についても、個別に損害が発生していることを裏付ける事情を主張して再申立てをすれば、その個別の事情を主張の対象として和解仲介手続を進め、和解案を提示できる余地があることは、浪江町の集団申立ての再申立て案件と同様である¹⁵。センターとしては、このような集団・集合事件の和解・打切りが以後の再度の和解仲介申立てや訴え提起を妨げるという失権効を伴うものではなく、改めて個別の事情に基づく終局後の再申立てが可能であることを周知し、本来賠償の対象となるべき被害者が賠償を受けられないという事態が生じるのを防止すべく広報活動を実施したり企画したりしているところである。

平成30年は、NPO法人が主催する東海地区に居住する避難者を対象とした説明会への協力を行った。参加者へのアンケートや説明会後の参加者とのやり取りを通じ、県外への避難者に対するADRの認知度の低さが顕在化したところであり、今後も避難者支援団体や弁護士会・司法書士会との連携を深め、県外避難者への広報活動についても一層強化する必要がある。

(3) 事業者について

個人の被害者のほか、事業者については、東京電力のプレスリリースに基づき、平成27年3月又は同年8月以降将来にわたる営業損害として年間逸失利益の2年分又は1年分相当額の賠償金の支払を受けた被害者が、受け取った賠償額を超過する損害が発生したと主張する申立ても見られるものの、その数は少数にとどまっている¹⁶。このような状況を踏まえ、センターは、平成30年には、福島県内のうち浜通り及び会津地域の幾つかの商工団体（商工会議所、商工会連合会の広域指導センター等）を訪問し、ADRの概要や実情についての説明及び意見交換を行った。今後、これらの団体とより密に連携を取り合うとともに、これらの団体において会員向け説明会等を実施してADRの申立てを促すような場合には、センターとして協力する準備があることなどについて提案を行っている。

(4) 今後の広報活動について

これまでも、センターとしては、地方公共団体や関係団体（弁護士会、司法書士会、NPO、商工団体等）を通じて広報活動に努めてきたところであるが、前記諸状況を踏まえつつ、今後も引き続き、関係地方公共団体や関係団体への個別訪問を行い、福島県内の各地域の実情の把握に努め、よりきめ細やかな配慮の下で適切な賠償が実現される

¹⁵ 集団事件では、当事者が希望する場合には、可能な限り、申立人ごとの個別の事情を広く採用しながら、その公約数的な事情を抽出して和解案に反映させるなどして、当事者の意向を踏まえた和解仲介手続を実施していることは、前記2（2）において述べたとおりであるが、申立人らからできる限り統一的に取り扱ってもらいたい旨の要望があることなどから、公約数的な事情として取り上げられない個別の事情については審理対象とされていない。そのため、改めて個別の事情を理由とする個別申立てが可能になる。

¹⁶ プレスリリース超過分については、東京電力に対し、平成30年4月末時点で約600件の直接請求がされ、そのうち1件について支払がされていたが、さらに、同年10月で7件について支払がされている（平成30年6月5日参議院経済産業委員会、同年11月21日衆議院文部科学委員会）。

よう、広報活動に努める必要がある。

5 終わりに

センターとしては、平成 31 年 1 月の原子力損害賠償紛争審査会でも言及したとおり、これまでの活動を踏まえた上で、新たな状況の変化にも十分配慮しつつ、引き続き、被害者に対する適切な賠償の実現を図るために必要かつ適切な体制及び運営の維持に努め、和解仲介手続による紛争解決を必要とする被害者の期待に応えられるよう尽力していきたい。また、東京電力においては、平成 29 年 5 月に認定された「新々・総合特別事業計画（第三次計画）」で明記されている「3つの誓い」に従い、センターの実施する和解仲介手続に対し、引き続き真摯な対応が求められる。